

# 第1章 景観法に基づく行為の届出

大規模な建築行為等は、地域の景観に大きな影響を与えます。このため、景観法に基づく届出・勧告制度により、良好な景観の維持・保全、創出を図ります。

## 1 届出対象地域

秋田市内全域（景観計画区域）が対象となります。

ただし、秋田市景観計画において、景観まちづくり地区として定められている地区などは除きます。（詳細は「4 届出対象の適用除外」を参照）

## 2 届出対象行為および規模

次の行為で以下の規模要件に該当する大規模行為は、景観法に基づき届出を行う必要があります。

### 建築物（景観法第16条第1項第1号）

新築、増築、改築、移転、  
外観を変更することとなる  
修繕もしくは模様替えまた  
は色彩の変更

#### ◆高さが10mを超えるもの

（増築又は改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外壁の色彩の塗り替えについては、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合）

#### ◆建築面積が1,000㎡を超えるもの

（増築又は改築により建築面積が1,000㎡を超えることとなる場合を含む。ただし、増築、改築または移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内の場合を除く。「外壁の色彩の塗り替え」については、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合）

### 工作物（景観法第16条第1項第2号）

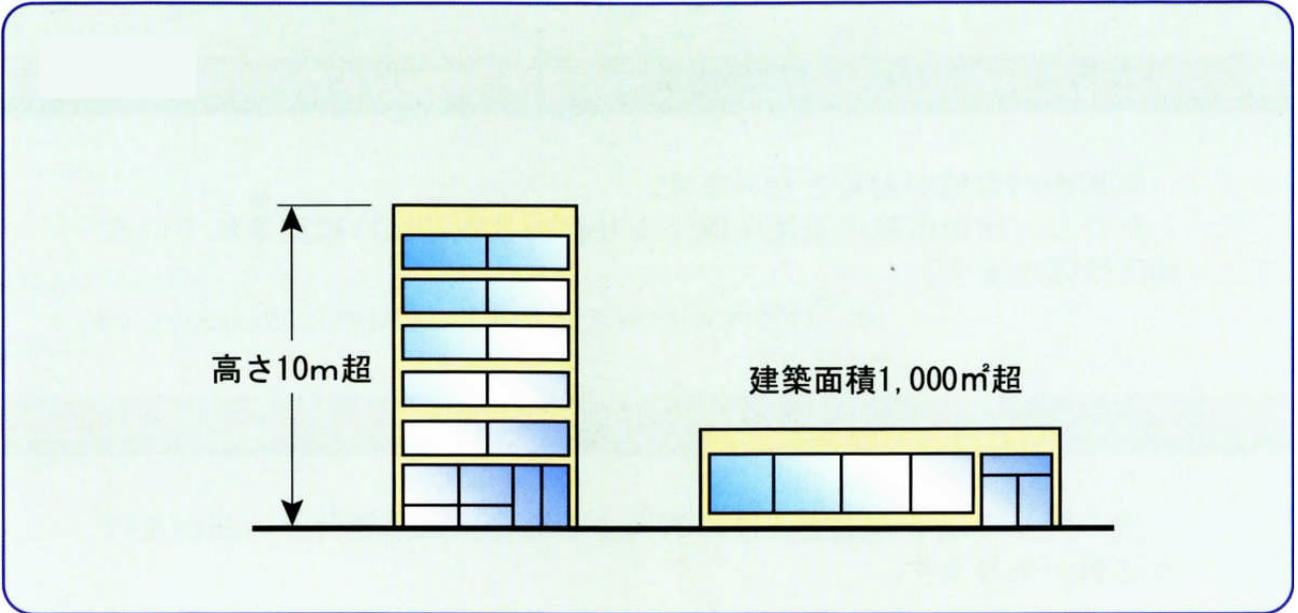
新築、増築、改築、移転、  
外観を変更することとなる  
修繕もしくは模様替えまた  
は色彩の変更

#### ◆高さが10mを超えるもの

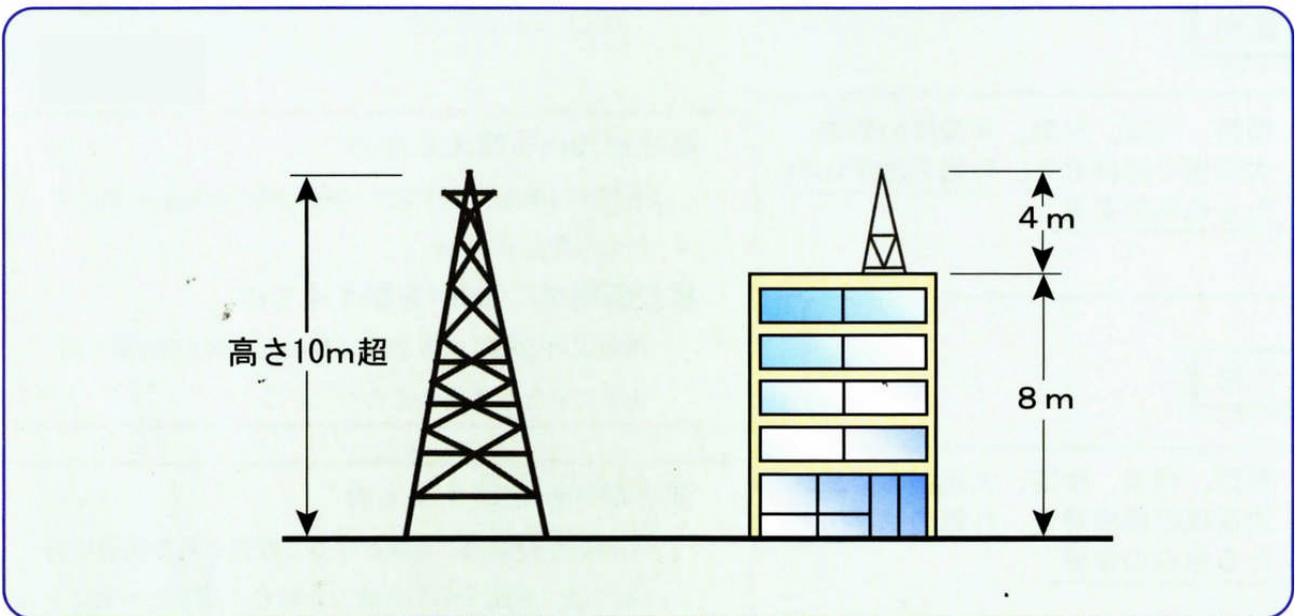
（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。また、改造により新たに高さ10mを超えることとなる場合を含む。）

# 大規模行為の届出対象規模

## 建築物

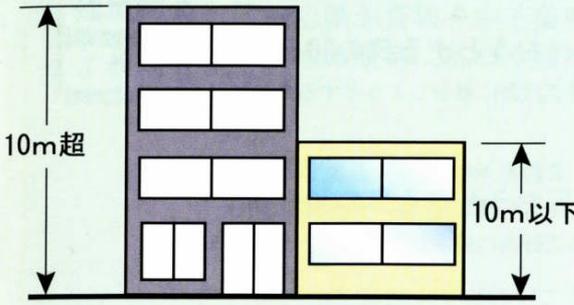


## 工作物



## 増築の場合

**高さ**



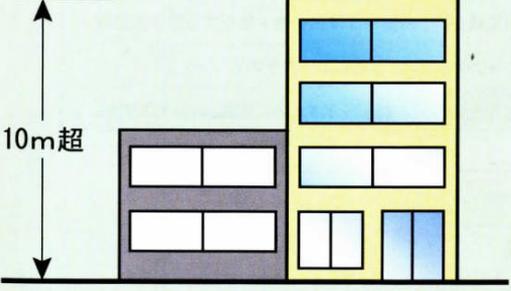
既存 増築

高さが10mを超える建築物への増築であれば、増築部分が10m以下であっても改めて届出が必要です。



既存 増築

既存、増築部分ともに10mを超えているため、改めて届出が必要です。

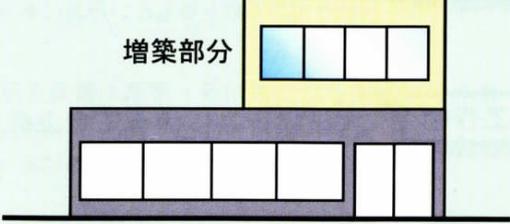


既存 増築

増築部分の高さが10mを超えるため、新たに届出が必要です。

**面積**

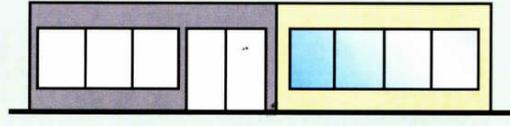
建築面積



既存 1,600㎡

建築面積が1,000㎡を超える建築物への増築のため、改めて届出が必要です。

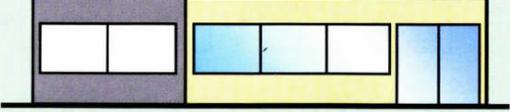
建築面積



既存 800㎡ 増築 600㎡

$800\text{㎡} + 600\text{㎡} = 1,400\text{㎡}$   
建築面積の合計が1,000㎡を超える建築物となるため、新たに届出が必要です。

建築面積



既存 500㎡ 増築 1,200㎡

増築部分の建築面積が1,000㎡を超えるため、新たに届出が必要です。

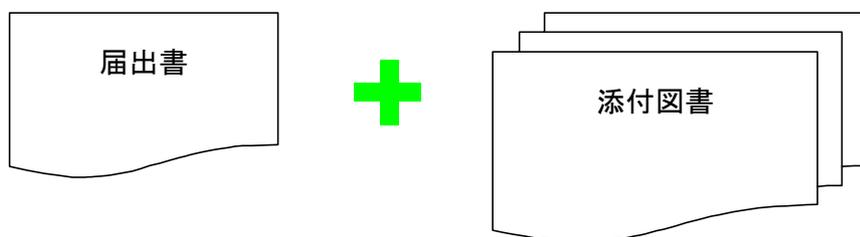
### 3 届出書の提出

大規模行為を行おうとする場合は、あらかじめ届出書に次の図書を添付して提出していただきます。

#### 【添付図書】

図 書	根拠法令等
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 位置図</li><li>◆ 配置図</li><li>◆ 立面図（着色したもの）</li><li>◆ 現況カラー写真（複数方向）</li></ul>	景観法施行規則
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 景観形成基準チェックリスト</li></ul>	秋田市景観条例
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 平面図</li><li>◆ 外部仕上げ表（外壁、屋根等の素材を記載）</li><li>◆ 外構図（植栽等を記載）</li><li>◆ 完成予想図</li><li>◆ その他必要と認める書類</li></ul>	秋田市景観条例施行規則 (建築等の種類によっては、 省略できる場合有り)

\* 各図面は、確認が容易な縮尺で提出してください。



提出部数：1部

## 4 届出対象の適用除外

次に掲げる行為は、届出を行う必要がありません。

- 景観まちづくり地区内での行為

(景観まちづくり地区での行為の届けについては、景観計画において別途定めます。

平成21年11月1日現在で、定めている地区はありません。)

- 景観地区内での行為

(平成21年11月1日現在で景観地区の指定はありません。)

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

景観法第16条第7項第1号、同施行令第8条で規定

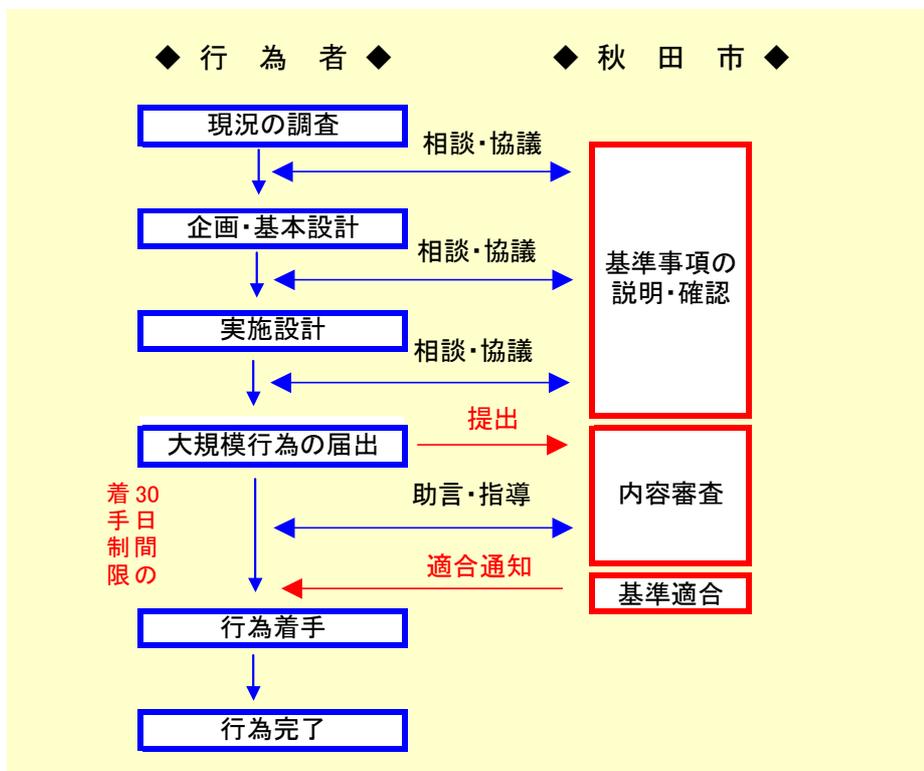
- その他の行為

景観法第16条第7項第11号、同施行令第10条で規定

- 条例で定める行為

都市計画法第4条第12項で規定する開発行為

## 5 届出手続きチャート



\*届出をした者は、市が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、行為に着手できません。